



平成20年10月10日

各 位

会 社 名 ト オ カ ツ フ ー ズ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 反 田 英 樹
(J A S D A Q コード番号 2 9 0 9)
問合せ先 常務取締役管理本部長 梶 原 薫
(T E L : 0 4 5 - 5 6 4 - 5 8 6 3)

トオカツ・ホールディングス株式会社による当社株券に対する
公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、トオカツ・ホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式に対する公開買付け(平成20年10月14日公告予定。以下「本公開買付け」といいます。)について賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所(以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。)の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、下記にあるとおり、公開買付者は、当社株式の全てを取得できなかった場合も、本公開買付け成立後に、当社株式を保有する株主の皆様に対し、当社株式に代えて金銭を交付する手法により、公開買付者の所有に係る当社株式数の合計が、当社の発行済株式(但し、当社の所有する自己株式を除きます。)の全てとなることを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

記

1. 公開買付者の概要

(平成20年10月10日現在)

(1) 商 号	トオカツ・ホールディングス株式会社
(2) 事 業 内 容	当社株式等の取得及び所有等
(3) 設 立 年 月 日	平成20年9月17日
(4) 本 店 所 在 地	東京都中央区八重洲二丁目4番11号
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 守崎 泰史

(6)	資 本 金	20,000千円	
(7)	大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成20年10月10日現在)	みよし投資事業有限責任組合 100.00%	
(8)	公 開 買 付 者 と 当 社 の 関 係 等	資 本 関 係	公開買付者は、当社株式を1,000株保有しております。
		人 的 関 係	該当事項はありません。
		取 引 関 係	該当事項はありません。
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成20年10月10日開催の取締役会において、当社の代表取締役会長である反田喜久雄、当社の代表取締役社長である反田英樹及び、当社の取締役である反田義一以外の取締役全員の賛成により、公開買付者による本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを決議いたしました。さらに、当社取締役会には、当社の監査役全員が出席し、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明をすることに異議がない旨の意見を述べております。従って、当社は、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

(2) 本公開買付けの概要等

公開買付者は、かなえキャピタル株式会社(以下、「かなえキャピタル」といいます。))の運営するみよし投資事業有限責任組合(以下、「みよしファンド」といいます。))が100%出資する株式会社であります。かなえキャピタルは、日本国内の優良企業を対象として、ハンズオン(育成型)投資を行う目的で平成19年に設立されました。投資先企業の価値向上を実現するため「現実的経営支援」と「総合商社(かなえキャピタルの発起人である伊藤忠商事株式会社)ビジネスネットワークの活用」をハンズオンの特長としています。なお、みよしファンドは、かかる目的を背景にかなえキャピタルを無限責任組合員として設立された投資事業有限責任組合であります。

公開買付者は、かなえキャピタルの助言のもと、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)の手法により、当社を非公開化させるための一連の取引(以下、「本取引」といいます。))の一環として、当社の発行済株式の100%(自己株式を除きます。))の取得を目的として本公開買付けを実施するものです。

また、みよしファンドは、かなえキャピタルの助言のもと、当社の創業者であり、かつ、当社の現代表取締役会長である反田喜久雄(所有株式数:2,399,260株、発行済株式総数に対する割合(以下、「所有割合」といいます。)):13.12%)、当社の代表取締役社長である反田英樹(所有株式数:356,720株、所有割合:1.95%)、当社の取締役である反田義一(所有株式数:747,860株、所有割合:4.09%)、及び当社の執行役員(非取締役)である反田晃(所有株式数:343,720株、所有割合:1.88%)(以下、反田喜久雄、反田英樹、反田義一及び反田晃を総称して、「当社経営陣等」といいます。))から、その所有する当社株式の全て(計3,847,560株、所有割合:21.04%)について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

さらに、みよしファンドは、上記当社経営陣等に加えて、当社の大株主であり、反田喜久雄の資産管理会社であ

る有限会社ミコノス(以下、「ミコノス」といいます。)から、その所有する当社株式の全て(所有株式数:1,730,632株、所有割合 9.47%)について、同じく当社の大株主である反田覚郎から、その所有する当社株式の全て(所有株式数:1,138,820株、所有割合 6.23%)について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

公開買付者は、当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社株式を取得するために、金融商品取引法に基づき、本公開買付けを実施するものです。

なお、当社経営陣等は、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたることを予定しております。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般的に、対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が金融投資家等と共同して対象企業株式を取得する取引をいいます。

(3) 本公開買付けの背景及び当社にとっての意義

当社は、昭和 42 年2月に現代表取締役会長である反田喜久雄氏が神奈川県川崎市に調理パンの製造販売会社「トーカツ」(個人経営)として発足しました。昭和 43 年6月に「トーカツ」(個人経営)を改組して資本金2百万円で株式会社トーカツを設立し、昭和 57 年9月にトオカツフーズ株式会社に商号変更し、また、昭和 63 年9月に株式会社コーヨー及び有限会社反田フーズを吸収合併しました。以来、当社はコンビニエンスストア(CVS)向けの弁当・おにぎり・サンドイッチ・惣菜・麺類などの調理済食品を中心とした「フレッシュ惣菜事業」と、冷凍弁当や冷凍惣菜などの冷凍食品を中心とした「冷凍惣菜事業」の二つの事業(以下、併せて「惣菜事業」といいます。)で、開発・製造・販売を展開することにより、業容の拡大に取り組んでまいりました。その結果、平成3年4月に当社株式の店頭登録(平成 16 年 12 月にジャスダック証券取引所に当社株券を上場)を果たしました。

当社の売上の9割弱を構成する「フレッシュ惣菜事業」においては、得意先や原材料メーカーとの商談、商品企画及び市場調査等を行い、日々各種商品の考案、試作を経て商品化し、当社及び当社関係会社工場にて 365 日 24 時間体制で商品生産・供給を行っております。また、当社の売上の1割強を構成する「冷凍惣菜事業」においては、業務用・小売用冷凍惣菜の企画・生産・販売を一貫して行うと共に、相手先ブランドでの受託生産も併せて行っております。特に独自ブランド商品については企画開発及び営業活動による販路拡大を進めております。

当社は惣菜事業を通し、消費者の食の生活スタイル変化の中で成長を続けてきた中食市場にむけて、安全・安心な商品を適時・適量・適価で安定的・継続的に供給する使命を果たしてきており、この取り組みが得意先・市場の評価を得て、創業以来の順調な成長につながってきたものと考えております。

しかしながら、一方で、CVS向けフレッシュ惣菜事業を中心に成長してきた当社においては、①タスポ効果によるCVSでのタバコ購入増に伴ういわゆる「ついで買い」特需を除けばCVSの既存店売上が厳しい状態が続くなど、当該市場の過去からの急成長の水準を今後、同水準では見込めないこと、②当該業界であるCVS向けベンダー業界、更には主要顧客業界であるCVS業界においても今後は再編・統合が進むと想定されること、③原油高騰による燃料費の高止まり、原材料価格の高騰や食の安全・安心確保に向けた品質管理コストの上昇、並びに労働力需給の逼迫等、事業を取り巻く環境は年々変化しており、この変化への抜本的対応(事業・組織変革)を迫られております。

あわせて、当社の既存事業自体も、創業来の市場急成長の中で、まずは拡大する市場への商品供給責任を最優先に取り組んできたことから、生産現場である工場の合理化・効率化への取り組みが遅れ、それに伴う生産性の悪化が見られるなど、利益率は連結で平成 18 年 3 月期の 2.5%(営業利益率)をピークに、平成 19 年 3 月期 1.9%、平成 20 年 3 月期 1.5%と近年低下傾向にあり、収益構造改革も喫緊の課題となっております。

この環境変化・収益低下の中、かねてより当社の代表取締役会長である反田喜久雄及び代表取締役社長で

ある反田英樹は、企業価値向上・中長期に亘る成長・収益改善の実現の為、経営の抜本的な改革検討を進めておりました。その中で平成 19 年 9 月より、かなえキャピタルと上述の経営改革の方向性について検討を開始し、同年 10 月より翌平成 20 年 3 月にかけて、中期経営計画ガイドラインの策定を進めてまいりました。

検討の結果、当社が中長期的に対処すべき課題として、①主力である CVS 向け事業を最優先としつつも、当社の持つ「冷凍・チルド・フレッシュの全温度帯の生産能力」「全国規模への商品供給能力」等を活用した非 CVS 向け事業を第二の柱として拡大・強化することにより「総合中食メーカー」への発展を目指す「事業構造改革」、②過去からの急速な需要増に逐次対応するなかで後手に回っていた合理化・効率化に着手し、抜本的な収益改善・生産性改善を目指す「ものづくり構造改革」、という2つの構造改革の同時並行的推進が不可欠との結論に至りました。

一方で、これらの構造改革推進においては、一時的な収益悪化の可能性や改革が想定どおりの結果とならない恐れもあります。「事業構造改革」においては新規成長市場への参入などによる一時的な採算悪化(新規参入コストの増加)や一部不採算取引の取りやめ(選別受注)による売上低下(工場稼働率低下)などを伴う可能性があります。また、「ものづくり構造改革」においても、収益性改善に向け、工場的大幅な再編・統合を計画しておりますが、これまでに当社が経験していない大規模な設備投資となることから、想定どおりの成果が達成できない場合は、生産性や稼働率の大幅な低下をきたす危険性もあります。

しかしながら「事業構造改革」「ものづくり構造改革」実現は不可欠であり、この改革実現に向けては、短期的な業績変動や危険性の大きさに左右されることなく、一貫した方針に基づく断固とした改革推進が必要と考えております。また、これらの改革を推進するためには、従来以上に迅速かつ柔軟な意思決定が必要となってくると考えております。

他方、近年益々短期的な収益の拡大志向を強めている資本市場においては、改革実行に伴う痛み(利益及びキャッシュフローの悪化、経営の不確実性の増加等が見込まれ、それらに起因する株価の下落が予想される等)が極めて大きなものとなり得る危険性は看過できないものとされ、改革推進及びその過程における業績に対して十分な評価を得られない可能性があります。その結果、当社株主の皆様に対してもマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないと考えております。

以上述べてまいりました観点に鑑みて、当社の代表取締役会長である反田喜久雄及び代表取締役社長である反田英樹は、慎重に検討を行い、当社に不可欠な構造改革の実行に伴い不可避免的に発生する上記のようなリスクを当社株主の皆様にご負担いただくことを回避するとともに、構造改革を強力に推進し当社の企業価値の更なる向上を速やかに実現することが肝要であると判断致しました。

当社といたしましても、上述のように抜本的な中長期的事業構造改革を実行することに伴い発生する様々なリスクを、当社の一般株主の皆様にご負担いただくことを回避しつつ、迅速且つ機動的な事業戦略の実行が可能となるとの観点より、公開買付けによる当社の完全子会社化を実現するために行なう本公開買付けは、当社にとっても最善であると判断いたしました。

なお、公開買付け者及びみよしファンド並びにかなえキャピタルは、当社の上記事業戦略の実行に対して、かなえキャピタルの特長である「現実的経営支援」「総合商社ビジネスネットワークの活用」によるハンズオン能力、及び財務支援能力を活用した「経営構造改革の更なる迅速化と確実性の向上」について、当社経営陣と共に構造改革に取り組むことを表明しております。

また、当社は、上記取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみ配当及び優待を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様にご不利益が生じることから、本公開買付けが成立することを条件に平成 21 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の

配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決議しております。

(4) 本公開買付け後の経営方針(今後の見通し)

公開買付者及び当社は、本取引により、当社の株主を公開買付者に集約してガバナンス体制を強化するとともに、当面のリスクを公開買付者に集中させ、公開買付者、経営陣及び従業員が一体となって経営構造改革の実現に注力することが可能になると考えております。

公開買付者及びみよしファンド並びにかなえキャピタルは、当社に対して、中長期的な視点にたった当社の事業戦略の実行について、当社の成長及び競争力強化と企業価値向上に資するパートナーとして、経営陣との緊密な協業体制を構築してまいります。

なお、本公開買付けは、当社経営陣等によるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであります。当社経営陣等については、(a)反田喜久雄は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して出資を行う有限会社ティビーシー(反田喜久雄、反田英樹及び反田晃の資産管理会社。以下、「ティビーシー」といいます。)を介して、公開買付者に対して間接的に12億円の出資を行い、(b)反田英樹は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して直接2億円の出資を行い、(c)反田義一は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して出資を行う株式会社アサケ(反田義一及びその親族の資産管理会社。)を介して、公開買付者に対して間接的に2億円の出資を行い、(d)反田晃は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して直接2億円の出資を行うとともに、それぞれ引き続き当社の取締役若しくは執行役員に留まる予定であり、かなえキャピタル及び当社経営陣等が指名する役員とともに、当社の経営にあたる予定です。なお、当社経営陣等以外の当社の現在の経営陣も引き続き当社の経営に参画する可能性があります。さらに、反田覚郎は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して出資を行う株式会社フレンズ(反田覚郎及びその親族の資産管理会社。)を介して、公開買付者に対して間接的に4億円の出資を行います。また、ミコノスは、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して出資を行うティビーシーを介して、公開買付者に対して間接的に7億円の出資を行います。

(5) 株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠(公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を含みます。)

公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

① 独立した第三者算定委員会から株式価値算定書を取得

公開買付者において本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)を決定するにあたっては、本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、公開買付者及び当社とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しない大和証券エスエムビーシー株式会社に公開買付者の株式価値の算定を依頼し、平成20年10月9日付で当社の株式価値に関する「株式価値算定書」(以下、「本算定書」といいます。)を取得しました。本算定書では、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下、「DCF法」といいます。)、類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。公開買付者は、平成20年10月10日開催の取締役会において、本算定書の内容を参考にしつつ、当社との間で生み出されるシナジー効果、当社に関する事業面、法務面、及び会計面に関するデュー・ディリジェンスの結果、当社の財務状況、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、及び当社と協

議・交渉した結果等を総合的に勘案し、かつ、当社の既存株主に対して当社株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの事例をも踏まえた上で、本公開買付価格を1株当たり 730 円と決定しました。

本公開買付価格は、本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成 20 年 10 月 9 日のジャスダック証券取引所における当社株式の終値 450 円に対して約 62.22% (小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの割合に関する計算において同じ。)のプレミアムを、平成 20 年 10 月 9 日までの過去1ヶ月間のジャスダック証券取引所における当社株式の終値単純平均 525 円 (小数点以下を四捨五入。以下当社株式の終値単純平均に関する計算において同じ。)に対して約 39.05%のプレミアムを、平成 20 年 10 月9日までの過去3ヶ月間のジャスダック証券取引所における当社株式の終値単純平均 551 円に対して約 32.49%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となります。

一方、当社の取締役会においては、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社 (以下、「EYTAS」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 20 年 10 月9日付で、当社の株式価値に関する「株式価値算定書」(以下、「株価算定書」といいます。)を取得しました。EYTASは、当社の株式価値算定にあたり当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。株価算定書では、市場株価法、類似会社比準法、DCF法の各手法を用いて分析をしております。EYTASが各手法に基づき評価した当社の株式価値算定の結果は以下のとおりであります。

i. 市場株価法

市場株価法は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、公開企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。

市場株価法では、評価基準日を平成 20 年 10 月 9 日として、過去 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月間における株価終値の平均値及び最大・最小値を分析した上で、過去 3 ヶ月間の最大・最小値を評価レンジとして採用し、1 株当たりの株式価値を 450 円から 588 円と算定しております。

ii. 類似会社比準法

類似会社比準法は、当社と事業内容、財政状況、収益状況等が類似している上場類似企業の株価及び財務データを使用するため、実証的な評価手法であると考え、採用しております。

類似会社比準法では、上場類似企業に基づく各種比準倍率を分析した上で、EBITDA倍率、営業利益倍率を採用し、当社の 1 株当たりの株式価値を 581 円から 829 円と算定しております。

iii. DCF法

DCF法は、企業の将来キャッシュフロー(収益力)に基づく評価手法であるため、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。

DCF法では、当社の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、1 株当りの株式価値を 593 円から 758 円と算定しております。

当社は、株価算定書を参考にしつつ、公開買付者との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について公開買付者及び当社の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本

公開買付けが当社の株主に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断いたしました。

② 独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、法律顧問である佐藤総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、法律意見書を取得しております。当社の取締役会はかかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが当社の企業価値向上につながるものであるか、慎重に検討を行ってまいりました。

③ 取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、EYTASによる株式価値の算定結果を参考に、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性との観点から慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却の機会を提供するものであると判断し、上記②記載の法律顧問の法律意見書を踏まえた上で、平成 20 年 10 月 10 日に、本公開買付けについて賛同することにつき、当社経営陣等以外の取締役会の全員一致で本公開買付けに賛同し、かつ当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを推奨することについて決議するに至ったものであります。なお、本取引に参加する当社経営陣等（反田晃は取締役ではないため除きます。）は、いずれも利益相反のおそれがあることから、当社取締役会における上記の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他当社内部における本公開買付けの検討にも一切参加しておりません。

④ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けの買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、当社株式について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、公開買付者と当社との間で、当社株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しています。さらに、公開買付者は、本公開買付けについて、当社の発行済株式総数から自己株式を除いた 18,201,928 株のうち、12,194,000 株以上の応募があることを成立の条件としています。このように、当社経営陣等以外の多数の株主の賛同が得られない場合には本公開買付けによる当社株式の取得を行わないこととし、当社の株主の意思を重視しています。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は当社の発行済株式のうち 12,195,000 株（発行済株式総数の 66.70%に相当）以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで当社の全株式（自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社を完全子会社化する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを付議議案に含む株主総会及び②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しており、当社はかかる要請に応じて株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には当社の総議決権の3分の2以上を保有することになる予定であり、上記の株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項

が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の数は届出書提出日現在未定であります。当社が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記①乃至③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記①乃至③の手續については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の当社株主の当社の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、算定の時期が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。なお、当社取締役会は本公開買付けに賛同する立場から、公開買付期間が延長されない限り、当社における事務対応の軽減及び当社株主の混乱回避を目的として、上記株主総会及び普通株主による種類株主総会の基準日の設定公告を公開買付期間中に行い、当該基準日を平成 20 年 12 月 10 日とすることを検討しております。上記株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する詳細については、その決定次第速やかに開示いたします。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手續における税務上の取扱については、株主各位により税務専門家にご確認下さい。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記(6)に記載されている本完全子会社化手續によって、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社の普通株式はジャスダック証券取引所において取引することができなくなります。

(8) 上場廃止を目的とする公開買付けをすることを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は、上記(1)「本公開買付けに関する意見の内容」記載のとおり、本公開買付けを含む本完全子会社化の

実現のための一連の取引が、収益構造の改革、コスト削減及び当社グループ内における再編等を含めた抜本的な構造改革に伴うリスクを当社の一般株主の皆様を負って頂くことを回避するとともに、今まで以上に迅速かつ機動的に改革を推進することが可能な経営体制へ転換することは、当社の今後の中長期的な企業価値の向上のために不可欠であり、それが最終的には当社の株主の皆様の利益に資するものと確信しております。

また、公開買付者は、当社の少数株主の利益を害することのないよう、上場廃止に伴う代替措置として、上記(6)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の方法により、本公開買付けによって取得できなかった当社株式を保有する株主の皆様に対して、当社株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全てを取得することを予定しております。なお、本完全子会社化に係る手続が行われる場合に交付される金銭の額は、現段階では未定ですが、それらの金銭の額の決定に際しての当社株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格にする予定とのことであります。

(9) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

平成20年10月9日付にて、みよしファンドは、反田喜久雄、反田英樹、反田晃、ミコノス及びティビーシーとの間でマネジメント・バイアウト契約を締結し反田喜久雄、反田英樹、反田晃及びミコノスが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、平成20年10月9日付にて、みよしファンドは、反田義一及び反田覚郎との間でそれぞれ合意書を締結し、反田義一及び反田覚郎が所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしております。反田喜久雄、反田英樹、反田晃、ミコノス、反田義一及び反田覚郎のそれぞれが所有し、公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている当社株式数及び発行済株式総数に対する所有割合は、反田喜久雄の所有株式数:2,399,260株、所有割合:13.12%、反田英樹の所有株式数:356,720株、所有割合:1.95%、反田晃の所有株式数:343,720株、所有割合:1.88%、ミコノスの所有株式数:1,730,632株、所有割合:9.47%、反田義一の所有株式数:747,860株、所有割合:4.09%、反田覚郎の所有株式:1,138,820株、所有割合6.23%となり、合計6,717,012株、所有割合:36.74%となります。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による買付け等の概要

添付資料(「トオカツフーズ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)をご欄下さい。

以上

※ 添付資料

平成20年10月10日

各 位

会 社 名 トオカツ・ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 守 崎 泰 史
問 合 せ 先 取 締 役 松 原 年 宏
電 話 番 号 0 3 - (3 5 4 8) - 8 3 1 5

トオカツフーズ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

トオカツ・ホールディングス株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成20年10月10日開催の取締役会において、下記の通りトオカツフーズ株式会社(JASDAQ コード番号:2909 以下「対象者」といいます。)の普通株式を、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2以下の規定に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により対象者を完全子会社化することを目的として取得することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、かなえキャピタル株式会社(以下、「かなえキャピタル」といいます。)の運営するみよし投資事業有限責任組合(以下、「みよしファンド」といいます。)が 100%出資する株式会社であります。かなえキャピタルは、日本国内の優良企業を対象として、ハンズオン(育成型)投資を行う目的で平成19年に設立されました。投資先企業の価値向上を実現するため「現実的経営支援」と「総合商社(かなえキャピタルの発起人である伊藤忠商事株式会社)ビジネスネットワークの活用」をハンズオンの特長としています。なお、みよしファンドは、かかる目的を背景にかなえキャピタルを無限責任組合員として設立された投資事業有限責任組合であります。

公開買付者は、かなえキャピタルの助言のもと、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO) (注)の手法により、対象者を非公開化させるための一連の取引(以下、「本取引」といいます。)の一環として、対象者の発行済株式の100%(自己株式を除きます。)の取得を目的として本公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を実施するものです。

みよしファンドは、かなえキャピタルの助言のもと、対象者の創業者であり、かつ、対象者の現代表取締役会長である反田喜久雄氏(所有株式数:2,399,260 株、発行済株式総数に対する割合(以下、「所有割合」といいます。) :13.12%)、対象者の代表取締役社長である反田英樹氏(所有株式数:356,720 株、所有割合:1.95%)、対象者の取締役である反田義一氏(所有株式数:747,860 株、所有割合:4.09%)及び、対象者の執行役員(非取締役)である反田晃氏

(所有株式数:343,720 株、所有割合:1.88%) (以下、反田喜久雄氏、反田英樹氏、反田義一氏及び反田晃氏を総称して、「対象者経営陣等」といいます。)から、その所有する対象者株式の全て(計 3,847,560 株、所有割合:21.04%)について本公開買付けに応募する旨の同意を頂いております。

さらに、みよしファンドは、上記対象者経営陣等に加えて、対象者の大株主であり、反田喜久雄氏の資産管理会社である有限会社ミコノス(以下、「ミコノス」といいます。)から、その所有する対象者株式の全て(所有株式数:1,730,632 株、所有割合 9.47%)について、同じく対象者の大株主である反田覚郎氏から、その所有する対象者株式の全て(所有株式数:1,138,820 株、所有割合 6.23%)について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

公開買付者は、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式を取得するために、金融商品取引法に基づき、本公開買付けを実施するものです。

対象者経営陣等は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

(注)マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般的に、対象企業の業務執行を行う取締役の全部又は一部が金融投資家等と共同して対象企業株式を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けを実施する背景及び理由

対象者は、昭和 42 年2月に現代表取締役会長である反田喜久雄氏が神奈川県川崎市に調理パンの製造販売会社「トーカツ」(個人経営)として発足しました。昭和 43 年6月に「トーカツ」(個人経営)を改組して資本金2百万円で株式会社トーカツを設立し、昭和 57 年9月にトオカツフーズ株式会社に商号変更し、また、昭和 63 年9月に株式会社コーヨー及び有限会社反田フーズを吸収合併しました。以来、対象者はコンビニエンスストア(CVS)向けの弁当・おにぎり・サンドイッチ・惣菜・麺類などの調理済食品を中心とした「フレッシュ惣菜事業」と、冷凍弁当や冷凍惣菜などの冷凍食品を中心とした「冷凍惣菜事業」の二つの事業(以下、併せて「惣菜事業」といいます。)で、開発・製造・販売を展開することにより、業容の拡大に取り組んでまいりました。その結果、平成3年4月に対象者株式の店頭登録(平成 16 年 12 月に株式会社ジャスダック証券取引所(以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。)に対象者株券を上場)を果たしました。

対象者の売上の9割弱を構成する「フレッシュ惣菜事業」においては、得意先や原材料メーカーとの商談、商品企画及び市場調査等を行い、日々各種商品の考案、試作を経て商品化し、対象者及び対象者関係会社工場にて 365 日 24 時間体制で商品生産・供給を行っております。また、対象者の売上の1割強を構成する「冷凍惣菜事業」においては、業務用・小売用冷凍惣菜の企画・生産・販売を一貫して行うと共に、相手先ブランドでの受託生産も併せて行っております。特に独自ブランド商品については企画開発及び営業活動による販路拡大を進めております。

対象者は惣菜事業を通じ、消費者の食の生活スタイル変化の中で成長を続けてきた中食市場にむけて、安全・安心な商品を適時・適量・適価で安定的・継続的に供給する使命を果たしてきており、この取り組みが得意先・市場の評価を得て、創業以来の順調な成長につながってきたものと捉えております。

しかしながら、一方で、CVS向けフレッシュ惣菜事業を中心に成長してきた対象者においては、①タスポ効果によるCVSでのタバコ購入増に伴ういわゆる「ついで買い」特需を除けばCVSの既存店売上は厳しい状態が続くなど、当該市場の過去からの急成長の水準を今後、同水準では見込めないこと、②当該業界であるCVS向けベンダー業界、更には主要顧客業界であるCVS業界においても今後は再編・統合が進むと想定されること、③

原油高騰による燃料費の高止まり、原材料価格の高騰や食の安全・安心確保に向けた品質管理コストの上昇、並びに労働力需給の逼迫等、事業を取り巻く環境は年々変化しており、この変化への抜本的対応(事業・組織変革)を迫られております。

あわせて、対象者の既存事業自体も、創業来の市場急成長の中で、まずは拡大する市場への商品供給責任を最優先に取り組んできたことから、生産現場である工場の合理化・効率化への取組みが遅れ、それに伴う生産性の悪化が見られるなど、利益率は連結で平成18年3月期の2.5%(営業利益率)をピークに、平成19年3月期1.9%、平成20年3月期1.5%と近年低下傾向にあり、収益構造改革も喫緊の課題となっております。

この環境変化・収益低下の中、かねてより対象者の代表取締役会長である反田喜久雄氏及び代表取締役社長である反田英樹氏は、企業価値向上・中長期に亘る成長・収益改善の実現の為、経営の抜本的な改革検討を進めておりました。その中で平成19年9月より、かなえキャピタルと上述の経営改革の方向性について検討を開始し、同年10月より翌平成20年3月にかけて、中期経営計画ガイドラインの策定を進めてまいりました。

検討の結果、対象者が中長期的に対処すべき課題として、①主力であるCVS向け事業を最優先としつつも、対象者の持つ「冷凍・チルド・フレッシュの全温度帯の生産能力」「全国規模への商品供給能力」等を活用した非CVS向け事業を第二の柱として拡大・強化することにより「総合中食メーカー」への発展を目指す「事業構造改革」、②過去からの急速な需要増に逐次対応するなかで後手に回っていた合理化・効率化に着手し、抜本的な収益改善・生産性改善を目指す「ものづくり構造改革」、という2つの構造改革の同時並行的推進が不可欠との結論に至りました。

一方で、これらの構造改革推進においては、一時的な収益悪化の可能性や改革が想定どおりの結果とならない恐れもあります。「事業構造改革」においては新規成長市場への参入などによる一時的な採算悪化(新規参入コストの増加)や一部不採算取引の取りやめ(選別受注)による売上低下(工場稼働率低下)などを伴う可能性があります。また、「ものづくり構造改革」においても、収益性改善に向け、工場の大幅な再編・統合を計画しておりますが、これまでに対象者が経験していない大規模な設備投資となることから、想定どおりの成果が達成できない場合は、生産性や稼働率の大幅な低下をきたす危険性もあります。

しかしながら「事業構造改革」「ものづくり構造改革」実現は不可欠であり、この改革実現に向けては、短期的な業績変動や危険性の大きさに左右されることなく、一貫した方針に基づく断固とした改革推進が必要と考えております。また、これらの改革を推進するためには、従来以上に迅速かつ柔軟な意思決定が必要となってくると考えております。

他方、近年益々短期的な収益の拡大志向を強めている資本市場においては、改革実行に伴う痛み(利益及びキャッシュフローの悪化、経営の不確実性の増加等が見込まれ、それらに起因する株価の下落が予想される等)が極めて大きなものとなり得る危険性は看過できないものとされ、改革推進及びその過程における業績に対して十分な評価を得られない可能性があります。その結果、対象者株主の皆様に対してもマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないと考えております。

以上述べてまいりました観点に鑑みて、対象者の代表取締役会長である反田喜久雄氏及び代表取締役社長である反田英樹氏は慎重に検討を行い、対象者に不可欠な構造改革の実行に伴い不可避免的に発生する上記のようなリスクを対象者株主の皆様にご負担いただくことを回避するとともに、構造改革を強力に推進し対象者の企業価値の更なる向上を速やかに実現することが肝要であると判断致しました。

また、かなえキャピタルは、かなえキャピタルの特長である「現実的経営支援」「総合商社ビジネスネットワークの活用」によるハンズオン能力、及び財務支援能力を活用した「経営構造改革の更なる迅速化と確実性の向上」について、反田喜久雄氏・反田英樹氏をはじめとする対象者の経営陣と過去数ヶ月に亘り真摯に議論を重ねた

結果、経営陣と共に構造改革に取り組むことを決意するに至りました。

以上の協議・検討を踏まえ、反田喜久雄氏、反田英樹氏及びかなえキャピタルは、対象者の構造改革を実行し、企業価値の更なる向上を速やかに実現するために、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により、柔軟かつ迅速な経営判断・改革実行が可能となる対象者の非公開化を行うことが最適であると判断、公開買付者による本公開買付けを行うことを決定し、みよしファンドと反田喜久雄氏、反田英樹氏、反田晃氏、ミコノス及び有限会社ティビーシー(反田喜久雄氏、反田英樹氏及び反田晃氏の資産管理会社。以下、「ティビーシー」といいます。)との間で、平成20年10月9日付でマネジメント・バイアウト契約書(以下、「MBO契約」といいます。)を締結しました。MBO契約においては、(a)反田喜久雄氏、反田英樹氏、反田晃氏及びミコノスが本公開買付けに応募する旨、(b)本公開買付けの買付期間の最終日までに、みよしファンドが公開買付者に対して出資(普通株式28億円、優先株式27億円)を行う旨、(c)本公開買付けの決済後直ちに、ティビーシーが公開買付者に対して出資(普通株式19億円)を行う旨、並びに(d)本公開買付けの決済後直ちに、反田英樹氏及び反田晃氏が公開買付者に出資(反田英樹氏:普通株式2億円、反田晃氏:普通株式2億円)を行う旨の合意等がなされております。また、みよしファンドは、同日付で、対象者の取締役である反田義一氏及びその親族の資産管理会社である株式会社アサケ(以下、「アサケ」といいます。)並びに元取締役相談役である反田覚郎氏及びその親族の資産管理会社である株式会社フレンズ(以下、「フレンズ」といいます。)との間で、それぞれ覚書を締結しました。覚書においては、(a)本公開買付けの決済後直ちに、アサケが公開買付者に対して出資(普通株式2億円)を行う旨、及び(b)本公開買付けの決済後直ちに、フレンズが公開買付者に対して出資(普通株式4億円)を行う旨の合意がなされております。

一方、対象者は、本取引につき慎重な検討を行い、平成20年10月10日開催の取締役会決議に基づき、本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募をお勧めする意を表明しております。かかる取締役会には社外監査役を含む対象者監査役全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに、賛成する旨の意見を述べております。但し、本取引に参加する対象者経営陣等(反田晃氏は取締役ではないため除きます。)は、いずれも利益相反のおそれがあることから、対象者取締役会における上記の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付けの検討にも一切参加しておりません。

また、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみに配当及び優待を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様に不利益が生じることから、本公開買付けが成立することを条件に平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決議しております。

② 本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び対象者は、本取引により、対象者の株主を公開買付者に集約してガバナンス体制を強化するとともに、当面のリスクを公開買付者に集中させ、公開買付者、経営陣及び従業員が一体となって経営構造改革の実現に注力することが可能になると考えております。

公開買付者及びみよしファンド並びにかなえキャピタルは、対象者に対して、中長期的な視点にたった対象者の事業戦略の実行について、対象者の成長及び競争力強化と企業価値向上に資するパートナーとして、経営陣との緊密な協業体制を構築してまいります。

なお、本公開買付けは、対象者経営陣等によるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであります。対象者経営陣等については、(a)反田喜久雄氏は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対

して出資を行うティビーシーを介して、公開買付者に対して間接的に12億円の出資を行い、(b)反田英樹氏は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して直接2億円の出資を行い、(c)反田義一氏は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して出資を行うアサケを介して、公開買付者に対して間接的に2億円の出資を行い、(d)反田晃氏は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して直接2億円の出資を行うとともに、それぞれ引き続き対象者の取締役若しくは執行役員に留まる予定であり、かなえキャピタル及び対象者経営陣等が指名する役員とともに、対象者の経営にあたる予定です。なお、対象者経営陣等以外の対象者の現在の経営陣も引き続き対象者の経営に参画する可能性があります。さらに、反田覚郎氏は、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して出資を行うフレンズを介して、公開買付者に対して間接的に4億円の出資を行います。また、ミコノスは、本公開買付けの決済後直ちに、公開買付者に対して出資を行うティビーシーを介して、公開買付者に対して間接的に7億円の出資を行います。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

① 独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得

当社において本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)を決定するにあたっては、本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、当社及び対象者とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しない大和証券エスエムビーシー株式会社(以下、「大和SMBC」といいます。))に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成20年10月9日付で対象者の株式価値に関する「株式価値算定書」(以下、「本算定書」といいます。)を取得しました。本算定書では、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下、「DCF法」といいます。)、類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。当社は、平成20年10月10日開催の取締役会において、本算定書の内容を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面、及び会計面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務状況、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、及び対象者と協議・交渉した結果等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、本公開買付価格を1株当たり730円と決定しました。

本公開買付価格は、本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成20年10月9日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値450円に対して約62.22%(小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの割合に関する計算において同じ。)のプレミアムを、平成20年10月9日までの過去1ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値単純平均525円(小数点以下を四捨五入。以下対象者株式の終値単純平均に関する計算において同じ。)に対して約39.05%のプレミアムを、平成20年10月9日までの過去3ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値単純平均551円に対して約32.49%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となります。

一方、対象者の取締役会においては、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」といいます。))に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成20年10月9日付で、対象者の株式価値に関

する「株式価値算定書」(以下、「株価算定書」といいます。)を取得しました。EYTASは、対象者の株式価値算定にあたり対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。株価算定書では、市場株価法、DCF法、類似会社比準法の各手法を用いて分析をしております。EYTASが各手法に基づき評価した対象者の株式価値算定の結果は以下のとおりであります。

i. 市場株価法

市場株価法は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、公開企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。

市場株価法では、評価基準日を平成20年10月9日として、過去1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間における株価終値の平均値及び最大・最小値を分析した上で、過去3ヶ月間の最大・最小値を評価レンジとして採用し、1株当たりの株式価値を450円から588円と算定しております。

ii. 類似会社比準法

類似会社比準法は、対象者と事業内容、財政状況、収益状況等が類似している上場類似企業の株価及び財務データを使用するため、実証的な評価手法であると考え、採用しております。

類似会社比準法では、上場類似企業に基づく各種比準倍率を分析した上で、EBITDA倍率、営業利益倍率を採用し、対象者の1株当たりの株式価値を581円から829円と算定しております。

iii. DCF法

DCF法は、企業の将来キャッシュフロー(収益力)に基づく評価手法であるため、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。

DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、1株当りの株式価値を593円から758円と算定しております。

対象者は、株価算定書を参考にしつつ、当社との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成20年10月10日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

② 独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、法律顧問である佐藤総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会はいかかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値向上につながるものであるか、慎重に検討を行ってまいりました。

③ 取締役及び監査役全員の承認

対象者の取締役会は、EYTASによる株式価値の算定結果を参考に、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性との観点から慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対

象者の株式の売却の機会を提供するものであると判断し、上記②記載の法律顧問の法的助言を踏まえた上で、平成20年10月10日に、本公開買付けについて賛同することにつき、対象者経営陣等以外の取締役会の全員一致で本公開買付けに賛同し、かつ対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることについて決議するに至ったものであります。なお、本取引に参加する対象者経営陣等(反田 晃氏は取締役ではないため除きます。)は、いずれも利益相反のおそれがあることから、対象者取締役会における上記の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付けの検討にも一切参加しておりません。

④ 買付等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けの買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、当社と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付け価格の適正性を客観的にも担保しています。さらに、当社は、本公開買付けについて、対象者の発行済株式総数から自己株式を除いた18,201,928株のうち、12,194,000株以上の応募があることを成立の条件としています。このように、対象者経営陣等以外の多数の株主の賛同が得られない場合には本公開買付けによる対象者株式の取得を行わないこととし、対象者の株主の意思を重視しています。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は対象者の発行済株式のうち12,195,000株(発行済株式総数の66.70%に相当)以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで対象者の全株式(自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、対象者を完全子会社化する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む株主総会及び②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しており、対象者はかかる要請に応じて株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には対象者の総議決権の3分の2以上を保有することになる予定であり、上記の株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付け価格を基準として算定する予定ですが、算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付け価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の数は届出書提出日現在未定であります。対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記①乃至③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普

通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記①乃至③の手続きについては、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、算定の時期が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。なお、対象者取締役会は本公開買付けに賛同する立場から、公開買付期間が延長されない限り、対象者における事務対応の軽減及び対象者株主の混乱回避を目的として、上記株主総会及び普通株主による種類株主総会の基準日の設定公告を公開買付期間中に行い、当該基準日を平成 20 年 12 月 10 日とすることを検討しております。上記株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する詳細については、その決定次第速やかに開示いたします。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主各位により税務専門家にご確認下さい。

(5) 上場廃止等となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする事由

対象者の普通株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記(4)に記載されている本完全子会社化手続によって、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者の普通株式はジャスダック証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募にかかる重要な合意に関する事項

平成 20 年 10 月 9 日付にて、みよしファンドは、反田喜久雄氏、反田英樹氏、反田晃氏、ミコノス及びティビーシーとの間でMBO契約を締結し、反田喜久雄氏、反田英樹氏、反田晃氏及びミコノスが所有する全ての対象者株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、平成 20 年 10 月 9 日付にて、みよしファンドは、反田義一氏及び反田覚郎氏との間でそれぞれ合意書を締結し、両名が所有する全ての対象者株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。反田喜久雄氏、反田英樹氏、反田晃氏、ミコノス、反田義一氏及び反田覚郎氏のそれぞれが所有し、公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者株式数及び発行済株式総数に対する所有割合は、反田喜久雄氏の所有株式数:2,399,260 株、所有割合:13.12%、反田英樹氏の所有株式数:356,720 株、所有割合:1.95%、反田晃氏の所有株式数:343,720 株、所

有割合:1.88%、ミコノスの所有株式数:1,730,632 株、所有割合:9.47%、反田義一氏の所有株式数:747,860 株、所有割合:4.09%、反田覚郎氏の所有株式:1,138,820 株、所有割合 6.23%となり、合計 6,717,012 株、所有割合:36.74%となります。

2. 公開買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成20年10月10日現在)

① 商 号	トオカツフーズ株式会社	
② 事 業 内 容	コンビニエンスストア向け等の弁当・惣菜類調理済加工食品の製造、販売	
③ 設 立 年 月 日	昭和43年6月12日	
④ 本 店 所 在 地	横浜市港北区日吉七丁目15番13号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 反田 英樹	
⑥ 資 本 金	5,471,771千円(2008年3月31日現在)	
⑦ 発行済株式総数	18,284,304株(2008年3月31日現在)	
⑧ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成20年3月31日現在)	反田 喜久雄 13.13% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 10.83% 有限会社ミコノス 9.47% 反田 覚郎 6.23% 反田 義一 4.09% トオカツフーズ従業員持株会 3.68% 株式会社みずほ銀行 3.41% 伊藤忠商事株式会社 3.01% トオカツフーズ取引先持株会 2.60% バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウン ツ イー エル アールジー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部) 2.31%	
⑨ 当社と対象者との関係等	資 本 関 係	当社は、対象者株式を 1,000 株保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成20年10月14日(火曜日)から平成20年11月26日(水曜日)まで(30営業日)

②当社の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき 金730円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しない大和SMBCから本算定書の提出を受けました。大和SMBCは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法(平成20年9月9日から平成20年10月8日までの1ヶ月間、平成20年7月9日から平成20年10月8日までの3ヶ月間及び平成20年4月9日から平成20年10月8日までの6ヶ月間の各期間の出来高加重平均株価)、事業計画に基づく対象者の事業の将来像を反映した価値算定が可能となるDCF法、事業の内容、マーケット、規模、収益性、安全性等が類似する上場会社との比較により推計する類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。本算定書によりますと、市場株価法では518円から564円、DCF法では663円から791円、類似会社比較法では658円から660円のレンジが対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されています。

当社は、上記の算定結果を参考にしつつ、本算定書の株価レンジを勘案して、1株当たり株式価値の範囲を当該算定結果の下限值である518円から上限値である791円の範囲内で検討を進めました。

その結果、当社は、平成20年10月10日開催の取締役会において、本算定書の内容を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面、及び会計面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務状況、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、及び対象者と協議・交渉した結果等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、本公開買付価格を1株当たり730円と決定しました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成20年10月9日のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値450円に対して約62.22%(小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの割合に関する計算において同じ。)のプレミアムを、平成20年10月9日までの過去1ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値単純平均525円に対して約39.05%のプレミアムを、平成20年10月9日までの過去3ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者株式の終値単純平均551円に対して約32.49%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となります。

②算定の経緯

当社において本公開買付価格を決定するにあたっては、本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、平成20年8月27日に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しない大和SMBCに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成20年10月9日付で本算定書を取得しました。本算定書では、市場株価法、DCF法、類似会社比較法の各手法を用いて対象

者の株式価値の算定を行っております。当社は、平成20年10月10日開催の取締役会において、本算定書の内容を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面、及び会計面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務状況、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、及び対象者と協議・交渉した結果等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、本公開買付価格を1株当たり730円と決定しました。

一方、対象者の取締役会においては、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成20年10月9日付で、対象者の株式価値に関する株価算定書を取得しました。アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社は、対象者の株式価値算定にあたり対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて株式価値を算定しました。株価算定書では、市場株価法、DCF法、類似会社比準法の各手法を用いて分析をしております。アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社が各手法に基づき評価した対象者の株式価値算定の結果は以下のとおりであります。

i. 市場株価法

市場株価法は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、公開企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。

市場株価法では、評価基準日を平成20年10月9日として、過去1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間における株価終値の平均値及び最大・最小値を分析した上で、過去3ヶ月間の最大・最小値を評価レンジとして採用し、1株当たりの株式価値を450円から588円と算定しております。

ii. 類似会社比準法

類似会社比準法は、対象者と事業内容、財政状況、収益状況等が類似している上場類似企業の株価及び財務データを使用するため、実証的な評価手法であると考え、採用しております。

類似会社比準法では、上場類似企業に基づく各種比準倍率を分析した上で、EBITDA倍率、営業利益倍率を採用し、対象者の1株当たりの株式価値を581円から829円と算定しております。

iii. DCF法

DCF法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。

DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、1株当たりの株式価値を593円から758円と算定しております。

対象者は、株価算定書を参考にしつつ、当社との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を

提供するものであると判断し、平成20年10月10日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

なお、本取引に参加する対象者経営陣等(反田晃氏は取締役ではないため除きます。)は、いずれも利益相反のおそれがあることから、対象者取締役会における上記の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付けの検討にも一切参加しておりません。

③算定機関との関係

大和SMBCは、当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5) 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

① 独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、法律顧問である佐藤総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会はいかなる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値向上につながるものであるか、慎重に検討を行ってまいりました。

② 取締役及び監査役全員の承認

対象者の取締役会は、EYTASによる株式価値の算定結果を参考に、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性との観点から慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却の機会を提供するものであると判断し、上記②記載の法律顧問の法的助言を踏まえた上で、平成20年10月10日に、本公開買付けについて賛同することにつき、対象者経営陣等以外の取締役会の全員一致で本公開買付けに賛同し、かつ対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることについて決議するに至ったものであります。なお、本取引に参加する対象者経営陣等(反田 晃氏は取締役ではないため除きます。)は、いずれも利益相反のおそれがあることから、対象者取締役会における上記の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付けの検討にも一切参加しておりません。

③ 買付等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けの買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者株式について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、当社と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しています。さらに、当社は、本公開買付けについて、対象者の発行済株式総数から自己株式を除いた18,201,928株のうち、12,194,000株以上の応募があることを成立の条件としています。このように、対象者経営陣等以外の多数の株主の賛同が得られない場合には本公開買付けによる対象者株式の取得を行わないこととし、対象者の株主の意思を重視しています。

(6) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
12,194,000(株)	12,194,000(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(12,194,000 株。以下、「買付予定数」といいます。)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数、株式に換算して 18,200,928 株となります。これは、平成 20 年 3 月 31 日に対象者が提出した第 41 期有価証券報告書(以下、「第 41 期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成 20 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数(18,284,304 株)から、平成 20 年 10 月 14 日現在公開買付者が保有する対象者株式数(1,000 株)及び第 41 期有価証券報告書に記載された平成 20 年 3 月 31 日現在の対象者の自己株式数(82,376 株)を控除した株式数です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人又は復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構(以下、「証券保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令に従い定められる市場価格で当該買取を行います。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合0.01%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	12,194個	(買付け等後における株券等所有割合67.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	18,021個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,194,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、第41期有価証券報告書に記載された平成20年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、第41期有価証券報告書に記載された平成20年3月31日現在の発行済株式総数(18,284,304株)から、同日現在対象者が保有する自己株式数(82,376株)を控除した株式数(18,201,928株)に係る議決権の数(18,201個)として計算しています。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。
- (注4) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数を超えた場合でも応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大100%となります。

(8) 買付代金 8,901百万円(予定)

(注) 買付代金は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数(12,194,000株)に1株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しています。なお、最大買付数(普通株式18,200,928株)を買付けた場合の買付代金は13,430百万円になります。

(9) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成20年12月4日(木曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(10) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(12,194,000株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

当社が公開買付期間中に、法27条の6第1項第1号の規定により、株式の分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付をした公開買付代理人(復代理人にて応募受付をした場合には復代理人)の各本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以降遅滞なく、下記の方法により返還します。

- (イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)へ郵送します。
- (ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人(又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構)により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その内容の変更等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第 30 条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、更に米国内の証券取

引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

又、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成20年10月14日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付後の方針等及び今後の見通し

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は対象者の発行済株式のうち 12,195,000 株（発行済株式総数の 66.70%に相当）以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで対象者の全株式（自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、対象者を完全子会社化する予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む株主総会及び②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しており、対象者はかかる要請に応じて株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催することを検討しております。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には対象者の総議決権の3分の2以上を保有することになる予定であり、上記の株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の数は届出書提出日

現在未定であります。対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記①乃至③の手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付け価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、上記①乃至③の手続きについては、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、算定の時期が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。なお、対象者取締役会は本公開買付けに賛同する立場から、公開買付期間が延長されない限り、対象者における事務対応の軽減及び対象者株主の混乱回避を目的として、上記株主総会及び普通株主による種類株主総会の基準日の設定公告を公開買付期間中に行い、当該基準日を平成20年12月10日とすることを検討しております。上記株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する詳細については、その決定次第速やかに開示いたします。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主各位により税務専門家にご確認下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と当社又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成20年10月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの賛同の意を表明する旨の決議をしております。

また、平成20年10月9日付にて、みよしファンドは、反田喜久雄氏、反田英樹氏、反田晃氏、ミコノス及びティビーシーとの間でMBO契約を締結し、反田喜久雄氏、反田英樹氏、反田晃氏及びミコノスが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。また、平成20年10月9日付にて、みよしファンドは、反田義一氏及び反田覚郎氏との間で合意書を締結し、反田義一氏及び反田覚郎氏が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。反田喜久雄氏、反田英樹氏、反田晃氏、ミコノス、反田義一氏及び反田覚郎氏のそれぞれが所有し、公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者株式数及び発行済株式総数に対する所有割合は、反田喜久雄氏の所有株式数：2,399,260株、所有割合：13.12%、反田英樹氏の所有株式数：356,720株、所有割合：1.95%、反田晃氏の所

有株式数:343,720株、所有割合:1.88%、ミコノスの所有株式数:1,730,632株、所有割合:9.47%、反田義一氏の所有株式数:747,860株、所有割合:4.09%、反田覚郎氏の所有株式:1,138,820株、所有割合6.23%となり、合計6,717,012株、所有割合:36.74%となります。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、公開買付者は、対象者株式の全てを取得できなかった場合も、本公開買付け成立後に、対象者株式を保有する株主の皆様に対し、対象者株式に代えて金銭を交付する手法により、公開買付者の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式(但し、対象者の所有する自己株式を除きます。)の全てとなることを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

また、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみに配当及び優待を行った場合には、本公開買付けに応募した株主の皆様の不利益が生じることから、本公開買付けが成立することを条件に平成 21 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対する剰余金の配当を行わないこと及び株主優待制度を廃止することを決議しております。

以 上

このプレスリリースは、公開買付けを一般的に公表するための記者発表用であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込をされる際は、必ず公開買付者が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込を行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申し込み若しくは勧誘、購入申込の勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が当該公開買付けにいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することは出来ないものとします。